

習志野市市会議員の月額報酬を増額することを求める陳情

陳情趣旨

最近の日本の物価高を考慮した時に、習志野市市会議員の方の月額報酬が近隣の市の千葉市と比較しますと約30%強、船橋市と比較しますと約22%強少ないのです。

他の市と同額とはいかないまでもせめて10万円／月程度の報酬の増額の陳情を提案申し上げます。

但し、増額の原資は議員定数の削減でと考えております。

現在の議員の定数は30人で、人口比で比較しますと千葉市の3.36倍、船橋市の2.2倍で人口比で単純に比較するものではないにしても、30人の定数でなければならない決定的な納得できる理由は全く見当たりません。

そこで10名の定数削減を行ない、削減した10名の報酬金額の半分を20名の議員への報酬増額に振り向ければと提案しますので是非ご検討をお願いいたします。

またこの陳情は単に報酬が少ないからではなく、現状の報酬では議員の平均年齢からみて(約57歳)一般企業では部長クラスの年齢であると考えれば、かなり少ない金額と考えます。

さらには、昨今の議員のなり手が少ない傾向は「低報酬」が原因の一つにもなり兼ねませんので、先の事を考えれば決して無駄な考えとは言えないとおもっております。

以上の理由により、下記の項目について陳情します。

陳情項目

- 1 市会議員定数を20名とする条例の改正。
- 2 議員報酬を月額10万円の増額とする条例の改正。

令和6年1月29日

住所 習志野市香澄1-5-3-208

氏名 高橋政敏

電話番号



習志野市議会議長 佐々木秀一様 へ

営利組織「やひろ学園」の「園児募集」掲示物を市施設に貼り続けた理由の説明及び対応を求める陳情

陳情趣旨

協働政策課が「やひろ学園」(大久保 4 丁目 10-12)の園児募集の掲示物を市の施設等に掲げることを認めているが、本対応は以下を理由に不適切である。

- ・同園は個人経営の営利組織である。
- ・掲示規則に「営利を目的とするものは掲示できない」とある(同課ホームページ「広報掲示板に関すること」)。
- ・平成 30 年 10 月頃にも同課に確認したが「宮本市長(以下敬称略)の出身幼稚園だから掲示を認めている」(■■■■・■■■■)と縁故による特別扱いを認めた。

その後も毎年 10 月頃から 3 月頃まで掲示され続けたので、令和 5 年 12 月から今年 1 月にかけて再度同課に問い合わせたが、「保育には公共性があるから掲示を認めている」と回答を翻した(■■■■・■■■■)。とは言え「やひろ学園」は学校法人でなければ社会福祉法人でもない。つまり、「事業に伴う利益の使途に制限がある」これら法人と異なり、「やひろ学園」は利益を自由に扱える事業体である。即ち、仮に「保育の公共性」が認められても、「やひろ学園」は完全な「営利目的」で保育事業を行っていることが明白であるため、同園の園児募集掲示物を市の施設に掲げることは不適切である。

協働政策課には「それでも『保育の公共性』を理由に掲示を認めるのであれば、規則を改めて、その旨をホームページ等に公告すべき。ほとんど全ての市民が『営利目的であっても事業に公共性が認められれば、市が管理運営する掲示板を利用できる』と知らないからだ」と伝えたが、「規則を変更する気も公告する気も無い」との回答であった。つまり、同課は「掲示は宮本への付度であって、合理性は無い」と知っている。だから、一切の対応ができないのだ。つまり、本件は法治国家にあってはならぬ、公共性に反した職権乱用である。社会通念に反した属人的な対応を行っているからである。

本件への対応は

- ・「やひろ学園」の「園児募集」の掲示物を市の施設に貼ることを認めない
- もしくは

- ・掲示規則を改めてその旨をホームページ等に公告する

この2点のいずれかしかない。

その点についても協働政策課に回答を求めた(本年 1 月 5 日)が、回答が無かった。同課は逃げているのだ。法治国家にあって「説明責任すら果たせぬ対応」などあってはならない。

法治とは肉体的弱者である女性や子供等を守ることに他ならない。法治が乱れるほど権力者や暴力者による「横暴」が幅を利かせるようになるからである。

習志野市議会には、習志野市における法治社会を守るべく、そして女性や子供等を守るべく、対応願いたい。

当方が、「やひろ学園」の「園児募集」掲示物が市の施設に貼られていることに初めて気付いたのは、平成 30 年 10 月頃のことである。場所は泉町 2-2 にある広報掲示板(番号 34)であった。他の広報掲示板については未確認であるが、前述のとおり協



働政策課に問い合わせたところ「宮本が卒園したから」とあからさまに「縁故による特別扱い」を認めた。

翌年以降は同広報掲示板に貼らなくなったものの、「やひろ学園」近隣にある「市民プラザ大久保」の出入口にある掲示物コーナーに、同園の「園児募集」掲示物が貼られるようになった。しかも、出入口中央の最も目立つ位置である(今期のみ正面向かって左端に貼られている)。それだけではない。同園の園児募集の掲示物が貼られるのは毎年10月頃から3月頃まで。毎年10月頃になるとそれまで出入口中央に貼られていた「サークル員募集」などの掲示物を移動させて、敢えて「やひろ学園」の「園児募集」が最も目立つように、出入口中央に貼られていたのだ。つまり「やひろ学園」が有利となるよう、恣意的な運用がなされていたのだ。現在は、「オーエンス」という企業が同市民プラザを管理運営している。館長に確認したところ、「近隣住民より掲示を依頼されても、『オーエンス』独自の判断で掲示可否を判断しておらず、必ず協働政策課の判断を仰いでいる」とのことであった。つまり、本来貼ってはならない掲示物を規則違反を犯した上で、更に「最も目立つ出入口中央に貼れ！」と協働政策課が指示していたのである。でなければ、このような公共性に反した対応がなされるわけがない。

その後の協働政策課の反応については前述したとおりである。繰り返すが、規則に無い対応・事務処理をしてならない。法治社会である以上、属人的な解釈で対応すべきでも無い。本件のような対応をしたいのであれば、まずは「規則変更ありき」である。だが、協働政策課は「規則変更」できない。自身の対応に合理性が無く社会通念に反していると知っているからである。だから、「説明責任」というヒトが社会で生きるにあたり果たすべき最低限の責任を、「公告」という形で果たすこともできない。つまり、「バレなければ悪事をやって良い。市民を裏切っても良い」という発想である。本件にかかる協働政策課の対応は、法治社会を否定している点で極めて悪質。嚴重対応願いたい。

以上の理由により、下記の項目について陳情します。

陳情項目

- 1 「やひろ学園」は個人経営の営利組織である。であるがゆえに、平成30年10月頃、協働政策課は『やひろ学園』の『園児募集』掲示物を市施設に掲示することは、市長・宮本に対する『忖度』であり、本来は掲示できない」と認めた。であるにも関わらず、その後も毎年市の施設である「市民プラザ大久保」の出入口にある掲示物コーナーの、しかも最も目立つ出入口中央に貼り続けた。その理由の説明責任を果たすことを求む。
- 2 令和5年12月から今年1月にかけて協働政策課が回答したように、前記平成30年の回答を翻して、「保育の公共性」を理由に「やひろ学園」の「園児募集」掲示物を市の施設に貼ることを認めるのであれば、それは現行の「営利を目的とするものは掲示できない」との規則に反するため、規則を変更してその旨をホームページ等に公告して説明責任を果たすことを求む。

- 3 もしこれら対応ができないのであれば、市は「社会通念違反の対応」を行っていたことになる。法治国家にあつてはならぬ、属人的な職権乱用である。明白な公共性違反である以上、その場合は責任の所在を明らかにするとともに責任者の処罰を求む。
- 4 もし本件対応が市長・宮本の指示に基づき行われていたのであれば、宮本は他件でも属人的な職権乱用を行っている可能性があるため、宮本の身辺調査を求む。

令和6年2月13日

住 所 習志野市泉町 3-1-3-608

ふり 氏 稲田 賢治郎 印
がな 稲田 賢治郎

電話番号

※ 自署の場合、押印は不要です

習志野市議会議長 佐々木秀一 あて

加齢性難聴者の補聴器購入助成制度創設を求める陳情

2024年2月13日

習志野市議会議長 佐々木 秀一 殿

全日本年金者組合習志野支部 支部長 鈴木 次男
習志野市津田沼7-8-10-107 電話 [REDACTED]

社会保障推進習志野市協議会 会長 市川 寿子
習志野市東習志野4-9-31 電話 [REDACTED]

【陳情趣旨】

「加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める意見書」が、2023年12月市議会で可決し、国へ送付されました。市区町村独自の公的補助制度を創設した自治体は全国で218自治体と大きく広がってきています。

加齢に伴う難聴は、日常生活を不便にし、病状の進行により人とのコミュニケーションが難しくなることで、高齢者の社会的孤立やうつ病、認知症につながると指摘されています。

これらの問題の解決は、補聴器をできるだけ早めに使用することが効果的であるといわれています。しかしながら、異常な物価高と上がらない賃金、年金に市民の暮らしは困窮しています。

補聴器が欲しいと思っても補聴器は現在数万円から数十万円と非常に高額で多くの高齢者にとって入手困難な器具となっています。

聞こえにくい、聞こえないというのは高齢者の社会参加・再雇用などの障害になっています。高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができるよう、補聴器を身につけることが、緊急かつ切実に求められています。

以上の理由により、下記の項目について陳情いたします。

【陳情項目】

1. 加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度を作ってください。
2. 成人健康診断に聴覚検査を加えてください。



北朝鮮の金正恩氏（以下、敬称略）による弾道ミサイルや巡航ミサイル等の発射について市議会で「金正恩に抗議する決議」等を求める陳情

【陳情趣旨】

習志野市議会では一昨年3月及び12月続けて昨年6月、9月、12月にもほぼ同趣旨の決議文を発出し続けていますが、弾道ミサイル等の発射を一向に止める気配のない北朝鮮の金正恩に対し、平和を愛しこれを希求する習志野市（民）として、これらを発射する度に抗議文を決議・発出し続けることが必要だと思えます。

北朝鮮の金正恩はわが習志野市議会が昨年12月に発出した「抗議する決議」以降も弾道ミサイル等を発射し続けています。

弾道ミサイルは発射自体が明確に国連安保理決議に違反しており、また最近連発している巡航ミサイルはわが国や近隣諸国に重大な脅威と懸念を与え続けています。さらに本年2月11日には新型多連装ロケット砲も発射しておりこれは同族（＝朝鮮人）である韓国を標的にしているといわれています。

*習志野市には韓国籍の朝鮮人と朝鮮籍の朝鮮人がともに居住しています。以下、個人の感想ですが、同族同士の諍（いさか）いは内戦動乱の類であり、休戦中の朝鮮動乱をどうしても再開する、したいのなら朝鮮半島内のみでお願いしたいものです。

【陳情項目】

表題の通りです。

ゆ、ミサイルの発射

尚、本陳情提出後、3月議会会期末までに北朝鮮の金正恩が核実験[✓]を行った場合は、委員会、本会議等で核実験に対する抗議文の追加発出もご検討ください。その理由は単純明快です。「金正恩（北朝鮮）には核_等の保有も国際社会（国連）で認められていないため」です。

併せて広く議会の動きを市民に知らしめる、「ならしの市議会だより202号（3月議会報）」にもこの約2年間で累計5回（今議会でも採択されると6回目）にも亘り市議会でほぼ同趣旨の決議がなされていることをトピック等として掲載することを前向きにご検討ください。

令和6年2月14日

習志野市鷺沼台4-7-57

緒方直行

習志野市議会議長 佐々木 秀一 様



菊田第二保育所建屋を取り壊さずに、多目的
施設として有効に活用することを求める請願

紹介議員

鴨 哲登志

佐 灯正人

木 村 孝

大 宮 功 夫

~~谷 岡 隆~~

令和6年2月26日 17:15

佐 藤 まり



菊田第二保育所建屋を取り壊さずに、多目的施設として有効に活用することを求める請願

請願趣旨

菊田第二保育所建屋を取り壊さず、必要な改修工事をおこない有効活用をすることを求める。

有効活用の目的

1. 非常時、一時避難用施設として使う。
2. 防災備蓄倉庫として使う。
3. 非常時以外は地域コミュニティセンターとして（幼児からシニアまで利用可）使う。
4. 公民館難民の受入施設として（津田沼地区最後の公共施設としての役割）使う。

必要と思われる改修工事

- 保育所仕様をコミュニティセンター仕様にリフォームすること。
 - 建屋内外の補強工事をする事。
 - 屋上にソーラーパネルを設置、非常時の電力供給、通常時の節電に。
 - 多目的施設に必要な駐車場、駐輪場を設置すること。
- 以上の理由により、下記の項目について請願します。

請願項目

- 1 「菊田第二保育所の土地及び建屋を残し、多目的施設として有効活用する。」という決議を市議会としておこなうよう求めます。
- 2 建屋は現状のまま多目的施設として利用することはできないので、有効活用できるように必要な改修工事をおこなうことを市に求めます。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願します。

令和6年2月14日

住所 習志野市津田沼3-11-13-203

氏名 陶 口 明子

電話

習志野市議会議長 佐々木 秀一 殿